

令和8年度相模原市婚活イベント事業業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

事業の目的

結婚を希望する方がその希望を実現することを支援するため、相模原市の魅力や地域資源を活用した婚活イベントや結婚・婚活に関するセミナーを開催することで、出会いの機会を創出するとともに、相模原市のシティプロモーションの推進に寄与させ、相模原市への定住を促進することを目的に実施するものである。

第1章 プロポーザル参加に関する手続等

1 業務概要

- (1) 件名 令和8年度相模原市婚活イベント事業業務委託
- (2) 履行期間 契約締結日から令和9年3月31日まで
- (3) 履行場所 受注者が実施場所を確保し、発注者と協議の上決定する。
- (4) 契約上限金額 7,470,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 スケジュール

参加申込書受付期間	令和8年4月9日(木)から令和8年4月20日(月) 午後5時まで
質問書受付期間	令和8年4月9日(木)から令和8年4月20日(月) 午後5時まで
参加資格確認結果通知書交付日	令和8年4月22日(水)
質問に対する回答送付日	令和8年4月22日(水)
企画提案書等提出期間	令和8年4月23日(木)から令和8年5月8日(金) 午後5時まで
プレゼンテーション・ヒアリング 実施日	令和8年5月18日(月) ※時間・場所は後日連絡
選定結果の通知日	令和8年5月21日(木) ※予定
契約締結	令和8年5月下旬

3 担当部署及び問い合わせ先

〒252-0207 相模原市中央区矢部新町3-15 青少年学習センター内
相模原市こども・若者未来局 こども・若者応援課
電話 042-751-0091 FAX 042-751-0092
メールアドレス kw-ouen@city.sagamihara.kanagawa.jp

4 必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条4の規定に該当しない者
- (2) 相模原市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止期間中でない者
- (3) 参加する者が個人である場合には、その者が、相模原市暴力団排除条例（平成23年相模原市条例第31号。以下「市暴力団排除条例」という。）第2条第4号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と認められないこと、又は、法人等（法人又は団体をいう。）である場合には同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等と認められないこと。
- (4) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号。以下「県暴力団排除条例」という。）第23条第1項に違反したと認められないこと。
- (5) 県暴力団排除条例第23条第2項に違反したと認められないこと。
- (6) 市暴力団排除条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められないこと、又は参加する者の支店若しくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）の代表者が、暴力団員等と密接な関係を有すると認められないこと。
- (7) 相模原市契約規則に基づく令和8年度競争入札参加資格者として認定されていること。
- (8) 個人情報の取扱いについて、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づく本市の取扱いに従うことができること。
- (9) 業務内容等を十分に理解した上で本業務プロポーザルに参加できること。
- (10) 共同企業体等、複数者共同で参加する場合は、共同企業体等を構成する各団体が相模原市契約規則に基づく令和8年度競争入札参加資格者として認定されていること。

5 参加手続等

(1) 参加に必要な書類の提出

本プロポーザルの参加希望者は、次により本プロポーザルの参加に必要な書類の提出をすること。

ア 受付期限 令和8年4月20日（月）午後5時まで（必着）

イ 提出先 相模原市こども・若者未来局 こども・若者応援課

ウ 提出方法 郵送又は電子メール

エ 提出書類

(ア) 参加申込書（様式1）

(イ) 法人等の概要（様式2）

(ウ) 契約実績書（様式3）※令和3年4月1日以降、他自治体において本事業と類似した事業の実績がある場合

(エ) 共同事業体協定書兼委任状（様式4）※共同事業体として応募する場合

※共同事業体として応募する場合は、全ての構成員からエ（ア）から（ウ）までの書類を提出してください。

(2) 参加資格確認結果通知書の交付

参加申込書の提出者について、資格要件を満たしているかどうかの確認を行い、結果について以下のとおり通知を行う。

通知日 令和8年4月22日（水）

通知方法 電子メールにより通知

（3）質問書の提出及び回答

本プロポーザルの内容について質疑がある場合は、次により質問書（様式5）の提出をすること。

質問内容及びその回答は、参加者全てに通知する。なお、質疑がない場合は、質問書の提出は不要とする。

ア 提出期限 令和8年4月20日（月）午後5時まで（必着）

イ 提出先 相模原市こども・若者未来局 こども・若者応援課

ウ 提出方法 電子メールにより提出

エ 回答期日及び方法 令和8年4月22日（水） 電子メールによる

6 参加資格の喪失

参加申込書の提出期限の日から受注候補者の選定の日までの間に、次のいずれかに該当することになった場合には、以後の本件に関する手続の参加資格を失うものとする。

（1）「4 必要な資格」に規定する当該業務委託に係る参加資格の全ての要件を満たす者ではなくなったとき。

（2）提出した書類等に虚偽の記載があることが判明したとき。

7 参加を辞退する場合

参加申込書の提出後、参加を辞退する場合は次により参加辞退届を提出すること。

（1）受付期限 令和8年5月8日（金）午後5時まで（必着）

（2）提出先 相模原市こども・若者未来局 こども・若者応援課

（3）提出方法 郵送又は持参

（4）提出書類 プロポーザル参加辞退届（様式7）

第2章 業務に関する事項・企画提案について

1 業務概要等

別紙1「令和8年度相模原市婚活イベント事業業務委託仕様書」のとおり

2 企画提案について

(1) 提案項目について

企画提案書の作成については、配布資料を参照するとともに、別紙2「令和8年度相模原市婚活イベント事業業務委託 企画提案書の作成方法について」に基づき、作成すること。

(2) 企画提案書等の提出について

ア 提出物

(ア) 企画提案書（様式6及び任意様式）

※正本1部には企業名を記載すること。副本11部には企業名を記載しないこと。

(イ) 参考見積書（様式は任意とするが、各科目の内訳も記載すること）

※正本1部には企業名を記載すること。副本11部には企業名を認識できないようにすること。

イ 提出部数 12部（正本1部 副本11部）

ウ 提出期限 令和8年5月8日（金）午後5時まで（必着）

エ 提出先 相模原市こども・若者未来局 こども・若者応援課

オ 提出方法 郵送又は持参

(3) 企画提案書作成に当たっての留意点

ア A4判用紙（A4判に収まらない場合には、折りたたむようにすること。）

イ 横書き両面

ウ 左綴じ印刷

エ 文字サイズは、10.5ポイント以上

※ただし、図表等の表現上、不具合がある場合を除く。

オ ページ数は40ページ以内（表紙、目次を除く。）

(4) 無効となる企画提案書

以下に該当する提案は無効とする。

ア 参加資格を有しない者の提案

イ 参考見積金額が、契約上限金額を超える提案

ウ 虚偽の記載があることが判明した提案

エ プレゼンテーションに出席しなかった者の提案

(5) 企画提案書等の取扱い

ア 企画提案書等の作成及び提出等に係る費用は参加者の負担とする。

イ 提出された企画提案書等は、本プロポーザル方式における受注候補者の選定以外の目的では使用しないものとする。

- ウ 企画提案書等は、相模原市情報公開条例（平成12年相模原市条例第39号）等関連法令に基づく情報公開請求がなされた場合、又は本市が企画提案書等の公表が特に必要と判断する場合には、その全部を原則公開又は公表するものとする。例外的に、参加者の技術力やノウハウ等、公開又は公表することにより参加者の正当な利益を害する情報がある場合には、本市の判断で非公開とするものとする。なお、公開又は公表する場合の企画提案書等の使用に関する費用は、無償とする。
- エ 提出された書類は、選定を行うために必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することがある。
- オ 企画提案書等の提出後、本市の判断により補足資料の提出を求めることがある。
- カ 企画提案書等の提出は、1者につき1提案のみとする。
- キ 提出された書類は返却しないものとする。

第3章 審査の方法及び受注者の選定

1 企画提案書等の審査

企画提案書等の審査は、相模原市が設置した評価委員会にて行う。

2 プレゼンテーションの実施

- (1) 実施日 令和8年5月18日(月) ※詳細については参加者に別途連絡する。
- (2) プレゼンテーションは、提案内容に対する確認や補足説明を主な目的として実施するもので、提出された企画提案書等のみを使用し、他の資料等は使用しないものとする。
- (3) 企業名が特定及び推定されないプレゼンテーションとすること。
- (4) 「3 評価基準」に従い評価を行う。
- (5) 参加者の出席者は3人以内とし、時間は25分程度(説明15分、質疑10分程度)を予定している。

3 評価基準

別表「令和8年度相模原市婚活イベント事業業務委託 企画提案書の評価基準表」に基づき、評価を行う。

4 受注候補者の選定

- (1) 提出された書類及びプレゼンテーションから総合的に審査し、委員全員の合計点数が最も高い参加者を受注候補者として選定し、契約締結に向けた必要な協議を行う。同点の場合は、別表「令和8年度相模原市婚活イベント事業業務委託 企画提案書の評価基準表」中、「業務遂行力」(40点/人)の得点が高い者を上位とする。
- (2) 受注候補者となる最低点は、委員全員の合計点数が満点(600点)の6割とする。
- (3) 受注候補者と相模原市が契約締結に至らなかった場合は、次順位の者を新たな受注候補者とし、契約締結に向けた必要な協議を行うこととする。次順位の者が二者以上あった場合は、別表「令和8年度相模原市婚活イベント事業業務委託 企画提案書の評価基準表」中、「業務遂行力」(40点/人)の得点が高い者を上位とする。
- (4) 審査の結果、いずれの提案も履行を確保できないと見込まれる場合、受注候補者を選定しない場合がある。
- (5) 提出者のうち、受注候補者として選定した者及び選定されなかった者に対して、その旨を書面(電子メール及び郵送)により令和8年5月21日(木)以降に通知する。電話等による対応は行わない。
- (6) 審査結果に対する異議申し立ては認めない。

5 選考の取消

受注候補者として選定された者は、選定の日から契約締結の日までの間に、次の(1)、(2)に該当することになった場合には、当該プロポーザル方式における受注候補者とし

ての選定は取消しするものとし、契約締結は行わないものとする。この場合、次順位の者を新た受注候補者として手続を行うものとする。

- (1) 第1章「4 必要な資格」に規定する当該業務委託に係る参加資格の全ての要件を満たす者ではなくなったとき。
- (2) 提出した書類に虚偽の記載をしたとき。

6 その他

- (1) 本契約において契約書の作成を要する。
- (2) 本提案が採用されたことをもって、提案したすべての内容（仕様、価格等）の契約を保証するものではない。業務内容の詳細及び仕様書は、採用された受注候補者と相模原市との協議の上で決定する。
- (3) 企画提案の内容については、履行の義務が生じるものとする。また、契約締結後において、第1章「4 必要な資格」に関する内容に虚偽が判明した場合には、発注者（相模原市）は契約を解除できるものとし、受注者は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者に支払わなければならない。
- (4) 受注候補者が辞退等により契約締結できない場合、次順位の者を受注候補者とする。
- (5) 参加申込書及び企画提案書等の提出にかかわらず、いつでも参加を辞退することができる。ただし、企画提案書等の選定後は原則として棄権することはできない。また、選定された権利を他者に譲渡することはできない。
- (6) 参加を辞退した場合でも、これを理由として以後の本業務以外にかかる選定等について不利益な取扱いを受けるものではない。
- (7) 参加申込書及び企画提案書等の作成、提出及びヒアリングに関する費用は参加者の負担とする。
- (8) 提出された参加申込書及び企画提案書等は選定以外に提出者に無断で使用しない。なお、採用された受注者の参加申込書及び企画提案書等を公開する場合には、事前に受注者の同意を得るものとする。
- (9) 参加申込書及び企画提案書等の提出後において、原則として企画提案書等に記載された内容の変更を認めない。
- (10) 提出を受けた参加申込書及び企画提案書等の返却は行わない。
- (11) 選定結果に対する異議申し立ては認めない。
- (12) 以下に該当した場合は失格とする。
 - ア 参加申込書及び企画提案書等の提出が遅延した場合や、災害や公共交通機関の事故等、やむを得ないと判断される合理的な事由がなくプレゼンテーションに遅刻した場合。
 - イ 参加申込書及び企画提案書類に虚偽の記載をした場合。
 - ウ この文書に記載した諸条件に違反した場合。
 - エ その他、公正な選定に支障をきたすと認められる行為等、受注候補者としてふさわしくない行為があったと認められる場合。

以上